

daily コラム

2009年11月4日(水)

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-18-3-5F

㈱メディカル保険サービス TEL 03-6808-1441 FAX 03-6808-1442

Email: info@medical-hoken.com

4つの壁

パートタイム奥さんの収入調整の時期になっています。調整の前に立ちはだかる4つの壁について考えてみます。

100万円の壁

住民税の納税義務が発生するのは、給与年収が100万円を超えた場合です。100万5000円の年収の場合、所得控除が基礎控除のみだったら、均等割4,000円、所得割1,250円となり収入増加額以上の税負担になります。

壁超過額5,000円程度では入りと出は逆転です。ただし、これは小さな壁です。

103万円の壁

妻自身の所得税はゼロ

夫の所得税で配偶者控除の対象となる
こういう扱いとなるのが給与年収103万円までです。

例えば、夫の所得税の税率が20%の場合夫の所得税額が配偶者控除により76,000円減ります。

妻の給与年収が128万円で所得控除が基礎控除のみだったら、本人の均等割4,000円、所得割27,500円、所得税12,500円、夫の配偶者特別控除による減額は32,000円となります。壁超過額25万円で81,500円の負担増となります。入りと出に逆転は

ありませんので、気にする必要のない壁と言えます。

130万円の壁

妻の収入が130万円以上になると、社会保険料を妻自身で負担することになります。会社の社会保険に加入するか、市区町村の国民健康保険と国民年金に加入しなければなりません。

130万円になり会社の社会保険に加入した場合に負担する額は厚生年金保険料15.704%と健康保険料8.18%と介護保険料1.19%の各半分なので、概算で年間163,000円となります。

国民年金・国民健保加入の場合は、国民年金保険料175,920円、国保81,340円がそれぞれの年額となります。

この壁は巨大で突然の負担増により著しい支出超過となります。

配偶者手当内規の壁

所得の少ない配偶者に内助の功手当として月に数万円支給する会社があります。この内規の壁は無視できない大きい壁といえます。



私は壁なんか気にしないわ